

大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令・省令案に 関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

令和元年5月10日
高等教育局高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

第198回通常国会で成立した「大学等における修学の支援に関する法律」では、真に支援が必要な低所得者世帯の学生等に対する大学等における修学支援策として、大学等の授業料等減免制度を創設するとともに、独立行政法人日本学生支援機構の行う学資支給金（給付型奨学金）を拡充することとしています。

これに伴い、「大学等における修学の支援に関する法律施行令」（仮称）及び「大学等における修学の支援に関する法律施行規則」（仮称）の制定、並びに「大学等における修学の支援に関する法律」に係る関係政令・省令の整備を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 令和元年6月8日（土） 必着
- (3) 宛先
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局 高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム 宛
FAX番号：03-6734-3391
電子メールアドレス：shugakushien-pc@mext.go.jp
(判別のため、件名は【大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令・省令案への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令・省令案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(高等教育局高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム)